

令和3年6月 11 日

企業会計基準委員会御中

実務対応報告公開草案第 61 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する
取扱い(案)」に対するコメント

公認会計士 國見 琢

実務対応報告公開草案第 61 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」に対して、以下の通りコメントを提出いたします。なお、当コメントは私見であり、所属する団体等の見解ではないことを予め申し添えます。

記

質問 6 に対するコメント

連帯納付義務に関する注記に関して、本公開草案第 30 項を削除した上で、結論の背景において、損失発生の可能性がほとんどない場合には他の偶発債務と同様に偶発債務の注記を行う必要はないと考えられる旨を記載するべきであると考えます。

(理由)

偶発債務の注記の趣旨や現行の実務対応報告第 5 号の規定、参考情報として IAS 第 37 号 86 項の規定等を斟酌すると、本来、グループ通算制度における連帯納付義務であっても他の偶発債務であっても、損失発生の可能性がほとんどない場合には偶発債務の注記を行う必要はないと考えられ、また、このような考え方に基づいて現行実務が行われていることが多いと考えられる。しかしながら、本公開草案第 30 項及び第 63 項の記載では、偶発債務の中でグループ通算制度における連帯納付義務についてだけは損失発生の可能性の高低にかかわらず注記を行う必要がないとされているように読める。加えて、同項の反対解釈により、他の偶発債務については、損失発生の可能性がほとんどない場合であっても偶発債務の注記を行う必要があることが示唆されているかのように読まれる可能性がある。つまり、本公開草案第 30 項及び第 63 項の記載では、偶発債務の注記に関する現行実務に対して意図せざる影響が生じてしまう可能性がある。これを回避するために、上述のような対応が望まれる。

質問 8 に対するコメント

〔設例 6〕の 2.(1)において、投資簿価修正によって一時差異と同様に取り扱う部分を含めて「一時差異」という文言が使用されている箇所が複数あり、修正が必要と考える。

(理由)

投資簿価修正によって一時差異と同様に取り扱う部分を含めて「一時差異」という文言を使用することは、本公開草案第 54 項において投資簿価修正による影響は「一時差異」には該当しないものと考えら

れるとされていることと整合しておらず、混乱を招く記載であると考えられるためである。

以上